

## 雄物川河川敷への不法投棄を発見しました

平成21年7月8日、横手市十文字町睦合付近の雄物川を河川パトロール中に、大量の建設廃材が投棄されているのを発見、同日中に横手警察署に通報しました。

今後は、警察と協力しながら、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ① 発見日時 平成21年7月8日 午後3時00分ころ
- ② 発見場所 横手市十文字町睦合字下福島川原地内における、  
雄物川左岸側の河川敷
- ③ 投棄状況
- (1) 不法投棄物は、家屋の壁などに用いられる石膏ボード。
  - (2) 投棄された数量は、約3.0m<sup>3</sup>。  
軽トラック約2台分に相当する数量。
- ④ その他
- (1) 状況写真等は、別紙のとおり。
  - (2) 河川にゴミや廃棄物等を投棄することは、法律で禁じられています。違反した者に対しては、
    - ・河川法では・・・  
三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金
    - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）では・・・  
五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※発表先：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局、湯沢支局

### 問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局  
湯沢河川国道事務所 0183-73-5340  
十文字出張所 0182-42-0109  
副所長（河川） 阿部 富雄 （内線204）  
河川管理課長 大場 孝司 （内線331）  
十文字出張所長 荒澤 慎一 （内線 21）



石膏ボード投棄状況

